平成２５年（フ）第３９３号
堺市西区鳳西町３丁９番地６　第２中野マンション107号
債務者　新　　泰正
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１３７号
北海道旭川市曙１条５丁目１番５号　曙ビル302
債務者　松浦　政喜
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６５号
東京都立川市富士見町６丁目12番105号
債務者　塚田　弘子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２８３号
東京都立川市幸町５丁目52番地の５コーポシミズ３－Ｂ
債務者　有本　桂子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２号
長崎県松浦市志佐町庄野免227番地14
債務者　日高　健太
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２５年（フ）第８４８号
横浜市中区山手町12番地　トーカンマンション山手石川町206号室
債務者　櫻井　智美
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８５３号
横浜市磯子区丸山１丁目３番１号　101号
債務者　大道　　公
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８５５号
横浜市緑区竹山２丁目４番地３　竹山団地2401棟145号
債務者　勝又　啓子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第１０号
京都府綾部市井倉新町北大橋７番地の２　６号室
破産者　西村　定己
1　主文　当裁判所が平成25年５月２日午後５時にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「京都府綾部市下八田町才ケ花２番地の１」とあるのを「京都府綾部市井倉新町北大橋７番地の２６号室」と更正する。
2　決定年月日　平成25年５月17日
京都地方裁判所福知山支部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第３５６号
千葉県成田市中野341番地１　ユウファーム内社宅
破産者　玉置　昭雄
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１７０９号
名古屋市熱田区六番１丁目３番12号
破産者　株式会社ラベンダ
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７５１号
横浜市磯子区森１丁目16番17号
破産者　株式会社ミツユキ
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６８号
石川県野々市市堀内４丁目30番地
破産者　有限会社中野屋
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第８３号
静岡県富士市前田315番地の３
破産者　タカミ株式会社
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２３２号
徳島市南島田町１丁目17番地１
破産者　株式会社城東電設工業
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９２号
高知市弘化台12番12号
破産者　島田海産食品株式会社
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１１５号
佐賀県唐津市旭が丘15番１号
破産者　藤野　光雄
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部